

グループインタビューサービス 利用規約

(サービス内容・目的)

第1条

本規約は、一般社団法人 22 世紀先端医療情報機構（以下、「当法人」といいます）がコネクトサービスの一環として提供する「グループインタビューサービス」（以下「本サービス」といいます。）について定めるものです。本サービスは、医療現場がかかえる最新の課題やアンメットメディカルニーズに応えるため、企業・団体からの依頼に基づき、がん医療の各分野における専門家が主導する座談会形式の意見交換の場を運営し、実施するものです。本規約は、本サービスの提供条件やその他の必要な事項を定めることを目的とします。

(本規約の範囲)

第2条

本規約は、本サービスに申込をした企業または団体（以下「申込企業」といいます）が本サービスを利用するにあたり適応されるものです。

(契約の成立)

第3条

申込企業は、当法人所定の申込フォームに必要事項を記入のうえ提出し、当法人が発行した見積書の内容を申込企業が承諾時点で本サービスに関する利用契約が成立するものとします。

(本企画の開催)

第4条

本企画は、申込企業の希望によりオンライン形式または、対面形式にて実施します。対面開催の場合は、座長・参加者・運営スタッフの旅費・会議室・運営を行うための諸経費の負担が発生するため別途申込企業と協議のうえ個別見積りとなります。

2. 本企画の開催について、企業名の公開の有無は申込企業の任意とします。

(座長の責任と役割)

第5条

座長は、本企画の趣旨および目的を踏まえ、申込企業と調整のうえ参加者を選定し、本企画当日の進行および議論の整理を行うとともに、申込企業の要望する趣旨にそって、議論を適切に進行するものとします。

(参加者の責任と役割)

第6条

参加者は、本企画の趣旨に基づき専門的知見を提供し、自由闊達な意見交換に努めるとともに、併せて座長の進行および指示に従い、本企画の円滑な運営に協力するものとします。

(参加者の匿名参加)

第 7 条

申込企業が匿名での参加を認め、かつ参加者が匿名での参加を希望する場合は、本企画においては匿名での参加を認めます。

(利用料金)

第 8 条

サービス利用の基本料金価格は以下の通りとする。

(1) オンライン開催で座長と参加者 5 名以内の基本料金

一般企業	法人会員企業
350 万円 (税別)	315 万円 (税別)

2. 参加者が 6 名以上・対面開催の場合は別途お見積りをいたします。

(支払い方法)

第 9 条

申込企業は、当法人が発行する見積書に記載された金額のうち、30%相当額を着手金として、当法人が発行する請求書に基づき、指定の期日までに支払うものとします。

2. 見積金額の残額については、本企画終了後、当法人が発行する請求書に基づき実施翌月の末日までに支払うものとします。
3. 本企画が申込企業の都合により、中止となった場合、受領済みの着手金については、返金しないものとします。

(納品物の提供)

第 10 条

本企画の実施内容は、記録され、企画終了後以下のものを当法人より申込企業に納品いたします。

- (1) オンラインで開催される場合は、Zoom 録画データ (編集なし) および文字起こしデータ
 - (2) 現地開催の場合には、録音データ (編集なし) および当該録音から作成した文字起こしデータ
2. 参加者のうち匿名での参加を認められたものがある場合には、文字起こしデータのみが提供されるものとします。この場合、文字起こしデータは、座長を除くすべての参加者について発言者が特定されない形式に加工したうえで納品いたします。

(本企画の中止・延期について)

第 11 条

サービスにお申込み後、途中で申込企業の都合により中止を希望された場合、本企画は中止とします。本企画開催のスケジュールの変更については、別途申込企業と協議のうえ決定するものとします。

(禁止事項)

第 12 条

本企画で提供される第 10 条に規定する納品物は、事前に当法人の書面による同意を得た場合を除き第三者に公開してはならないものとします。

(知的財産の取扱い)

第 13 条

本企画の実施により生じた知的財産権の帰属および取扱いについては、申込企業および当法人との間で別途協議のうえ定めるものとします。

(免責事項)

第 14 条

本サービスは、医療者同士の意見交換の場を提供し、申込企業と本企画に参加した専門家との間の情報共有を目的とするものであり、当法人が実施内容の成果に関与し、またはその内容を保証するものではありません。

(個人情報の取扱いについて)

第 15 条

申込企業は、座長および参加者から取得した個人情報を、本企画の運営目的以外の目的で利用しないものとします。

2. 座長および参加者について申込企業から推薦がある場合には、申込企業は、当該候補者から当社団への個人情報の提供について事前に同意を得たうえで、氏名、所属および連絡先を当社団に連絡するものとします。

(準拠法・合意管轄)

第 16 条

本規約は日本法を準拠法とし、本サービスに関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(規定外事項)

第 17 条

本規約に定めのない事項の解釈に疑義が生じたときは、当法人と申込企業は、誠意をもって協議しその解決にあたるものとします。

(変更等)

第 18 条

当法人は理事会の承認をえて本規約の内容を変更、追加または削除することがあります。

【付則】

本規約は 2026 年 5 月 15 日より施行するものとします。

以上